

## EUの「拡大」と「深化」

田中俊郎(慶應義塾大学)

はじめに

国民国家を超えてーEU、新しい政治システム  
国際政治経済の新しいアクター  
恒久平和の確立

### 1. あゆみ

1950年 5月 9日 シューマン・プラン発表。

ドイツとフランスの石炭と鉄鋼の資源を共通の機関の下にプールする。経済的な手段で「不戦共同体」の構築という政治的目的を達成しようとした。

1952年 8月10日 ECSC (欧州石炭鉄鋼共同体) 発足

1958年 1月 1日 EEC (欧州経済共同体)、EAEC (欧州原子力共同体) 発足

1965年 7月 66年 1月 ドゴール仏大統領「ボイコット政策」

1968年 7月 1日 関税同盟完成

1987年 7月 1日 単一欧州議定書発効

1992年 12月 31日 域内市場 (国境なき欧州) の完成。

1993年 11月 1日 欧州連合条約 (マーストリヒト条約) 発効。

欧州連合 (European Union: EU) 3つの柱より構成。

(1) 欧州共同体 (European Communities: EC 1967)

欧州石炭鉄鋼共同体 (European Coal and Steel Community (ECSC 1952)

欧州原子力共同体 (European Atomic Energy Community (EAEC, EURATOM 1958)

欧州 (経済) 共同体 (European (Economic) Community: EEC 1958, EC 1993)

(2) 共通外交・安全保障政策 (Common Foreign and Security Policy: CFSP)

(3) 司法・内務協力 (Cooperation in the fields of Justice and Home Affairs: CJHA)

警察・刑事司法協力 (Police and Judicial Cooperation in Criminal Matters: PJCC, 1999)

(1) は、超国家的な決定、加重特定多数決、拒否権は限定的。司法審査の対象。

(2) と (3) は、政府間主義的な決定、全会一致 (拒否権)。司法審査対象外。

1999年 5月 1日 アムステルダム条約発効

2001年 2月 27日 ニース条約調印

### 2. 「拡大」

#### (1) 加盟基準

条約「すべてのヨ - ロッパ諸国は、欧州連合に加盟を申請することができる」。どこまでがヨーロッパか？ 語源的にはフェニキアの王女エウロペ。

加盟国 6(1952年) 9(1973年) 10(1981年) 12(1986年) 15(1995年) ?  
民主主義の定着 ギリシャ、スペイン、ポルトガル  
冷戦の終焉 オーストリア、スウェーデン、フィンランド 中立諸国

1993年6月欧州理事会で加盟基準(「コペンハーゲン基準」)が原則化。  
民主主義、法の支配、人権、少数者の尊重と保護を保証する諸機関が安定したレベルに達し、  
機能する市場経済の存在と、欧州連合内で競争に対応できる能力を持ち、  
アキ・コミュニテール(EC法の集積)の義務を受け入れる能力をもっている。  
域内紛争は、事前に平和的手段で解決を。

(2) 第5次拡大へ 14カ国申請。13カ国が対象  
スイス、EEA(欧州経済地域)について国民投票(1992年12月6日)で否決。  
EU加盟申請(1992年5月20日)を凍結。2001年EU即時加盟交渉開始案否決。

南へ キプロス(1990年7月7日申請)、マルタ(1990年7月16日申請)  
東へ 加盟申請—「ユーロパへの回帰」。ハンガリー(1994年4月1日)、ポーランド(4月8日)、ルーマニア(1995年6月22日)、スロバキア(6月27日)、ラトビア(10月27日)、エストニア(11月28日)、リトアニア(12月8日)、ブルガリア(12月16日)、チェコ(1996年1月23日)、スロベニア(6月10日)。

(3) 「アジェンダ2000」(欧州委員会1997年7月16日公表)  
加盟交渉対象国を決定済みのキプロスに加えて、ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロベニア、エストニア、計6カ国との交渉開始を提言。1997年12月12-13日ルクセンブルク欧州理事会交渉相手を決定。  
6カ国との正式交渉、1998年3月30日開始。31日から個別交渉開始。

1999年10月13日新欧州委員会、残りの5カ国(スロバキア、ラトビア、リトアニア、ブルガリア、ルーマニア)+マルタとの加盟交渉開始を提言。1999年12月10-11日ヘルシンキ欧州理事会、12カ国の「レガッタ方式」。2000年2月15日から加盟交渉開始。  
拡大定期報告(2001年11月13日)。10カ国が2004年に加盟する候補国。

トルコ(1987年4月14日申請、時期尚早。1996年1月1日から関税同盟へ)。「加盟候補国」に。  
CIS諸国とは提携・協力協定(将来の加盟を前提としない)。新たな「EUのカーテン」か?

歴史的には「拡大」の前に「深化」あり。

3. 「深化」 (1) 欧州連合条約(マーストリヒト)条約(1992年2月7日調印、1993年11月1日発効)  
(1) - 関税・数量制限の除去、共通関税と共通通商政策、域内市場(モノ、ヒト、サービス、資本の自由移動)、ヒトの流入と移動、共通農業・漁業政策、共通運輸政策、競争確保、国内法の接近、社会政策、経済的・社会的結束(域内格差是正)、環境政策、産業競争力強化、研究技術開発、欧州ネットワーク、高度の公衆衛生、教育・訓練・文化、開発協力、連合協定、消費者保護、エネルギー・市民保護・観光  
- 欧州市民権(居住権、居住地での地方選挙・欧州議会選挙の選挙権・被選挙権、第三国での外交保護)  
- 補完性の原則—排他的権限は共通通商政策、共通農業・漁業政策のみ。他は主権の共有。権限と分業の最適配分。

(2) - E M U ( 経済通貨同盟 )

第1段階 1990年7月資本移動の自由化、E R Mへの参加。

第2段階 1994年1月に欧州通貨機構 ( E M I ) 設立 ( フランクフルト )。

第3段階 1997年遅くとも99年に欧州中央銀行 ( E C B ) 設立、単一通貨発行

移行条件：インフレ率、通貨の安定、長期金利、財政赤字 ( 単年 G D P 3 % 以下、累積 6 0 % 以下 )。

マドリード欧州理事会 ( 1995年12月15-16日 )

単一通貨の名称はユーロ。

1999年1月1日 ユーロの導入、固定相場、銀行間取引に使用、欧州中央銀行—金融政策始動。

2002年初めに新紙幣・硬貨の流通を開始し、旧通貨と交換。

ブリュッセル首脳理事会 ( 1998年5月2日 )。 11カ国 ( 「ユーロランド」 ) による開始を決定。

1999年1月1日時点における参加国通貨間の為替相場を決定。固定相場となる。

第3国通貨とは、変動相場に。E C B 総裁ダウゼンベルフ ( E M I 総裁、前オランダ中央銀行総裁 )。

1998年6月1日欧州中央銀行設立 ( フランクフルト )。物価安定を最優先とする厳格な金融政策。

2002年1月1日ユーロ紙幣 ( 7種類 )、硬貨 ( 8種類、96種類 ) が流通開始。

メリット：短気的には交換手数料節約、中・長期的には比較可能による競争効果、投資誘引。

デメリット：短期的には切り換えコスト、手数料減収、長期的には金融政策と為替政策委譲による辺境化。

統合の評価：画期的な主権の委譲 ( 金融政策、為替管理政策、通貨発行 )。

国際的な影響：5-10年後の将来はドルと並ぶ基軸通貨に。ドル・ユーロ2極通貨体制。円はローカル・カレンシー。相場：軟調。最高値1Euro=US\$1.1906(1999年1月4日)、最安値 1Euro=US\$0.8226(2000年10月26日)=¥88.93(2000年10月26日)ドルに対して約31%の切り下げ、円に対して約34%切り下げ。2000年10月以降反発、半分戻し、安定化？

不参加国の参加問題。ギリシャ参加 ( 2001年1月1日から参加済み )、デンマーク国民投票 ( 2000年9月28日否決 第2次ハムレット・ショック )、スウェーデン国民投票を当分見送り。英国—1999年2月23日ユーロ導入移行計画公表。冷水—欧州議会選挙 ( 1999年6月 )、地方選挙 ( 2000年5月 )。総選挙 ( 2001年6月 ) で再び大勝、より積極的に欧州にかかわる ( プレア首相バーミンガム演説、2001年11月23日 )。

4 . 「深化」 ( 2 ) アムステルダム条約 ( 1997年10月2日調印、1999年5月1日発効 )

( 1 ) E U

権利停止条項の導入—基本原則 ( 自由、民主主義、人権と基本権の尊重、法の支配 )。

緊密化協力 ( 柔軟性 ) の原則、構成国過半数以上の参加で統合計画の推進。可変翼方式による多段階統合。

( 2 ) E C

移動の自由、庇護、移民政策 「共同体化」、司法手続き ( 先行判決 ) の適用

シェンゲン協定の条約への組み入れ ( 英の政策変更 ) 英、愛蘭は適用除外

社会憲章の条約への組み入れ ( 英の政策変更 )

高水準の雇用を条約の目的に挿入 ( 仏の要求 )

( 3 ) C F S P ( 共通外交・安全保障政策 )

欧州理事会で「建設的棄権」の導入 棄権は加重票総数の3分の1まで

(4) C J H A (司法・内務協力)

P J C C (警察・刑事司法協力)に。欧州警察部隊(5000-6000名、フェイラ欧州理事会)  
欧州警察機構(ユーロポール)

(5) 共通防衛政策へ(英の変化)

ケルン欧州理事会(1999年6月3-4日)WEUをEUに(2000年末)。コソボの教訓。

ヘルシンキ欧州理事会(1999年12月10-11日)2003年までに緊急対応部隊(6万人)創設  
政治安保委員会(PSC)、EU軍事委員会(EUMC)、EU幕僚本部の設置

5. 「深化」(3) ニース条約(2001年2月27日調印)

(1) 2000年政府間会議の招集 2000年2月14日正式に召集。「アムステルダム」の積み残し機構改革(次の拡大を前提にして:欧州委員の数、理事会の加重票の比重見直し、加重特定多数決の適用範囲の拡張など)  
ニース欧州理事会(2000年12月7-11日):欧州基本権憲章調印(法的効果については先送り)、次期加盟ターゲットの設定(2004年6月の欧州議会選挙までに参加を希望)、基本条約改正をめぐって紛糾。5日目朝4時30分に妥協成立。

(2) 理事会加重特定多数決の適用範囲の拡張

全会一致約70条項 29条項を加重特定多数決に(変更:委員会委員長の任命、対外通商政策)

(3) 補強化協力(旧緊密化協力)、8カ国の賛成(構成国が増加した後でも同じ)、第2の柱(CFSP)にも適用可能

(4) 次期政府間会議:2004年に招集

(5) ヨーロッパ憲法化、2001年12月のラーケン欧州理事会に報告(ベルギー担当)

国益の衝突(政府間会議の特徴)。しかし、全体としてまた一歩前進。

(6) トルコは計算に入っていない。

6. ポスト・ニース

将来の連邦構想をめぐる議論。

EU、国家、地方の共存。エリートの意識の溝――『ユーロバロメーター』、国民投票、大規模デモ。

誰がための統合か――市民のためのヨーロッパ、市民に近いヨーロッパの構築。

第 部 EUの地域主義外交

1. EUの対外関係の制度改革

(1) 第一の波 1970年代

1) 共通通商政策の発動(1968年7月関税同盟完成)

2) EPC(欧州政治協力) 構成国の外交政策の調整、「ひとつの欧州の声」

3) 開発政策 1972年10月パリ首脳会議

背景:米国の国際政治経済におけるパワーの衰退(ベトナム戦争、ドルの金兌換停止)

(2) 第二の波 1980年代末 1990年代前半

1) 域内市場白書と単一欧州議定書 「国境なきヨーロッパ」――グローバル化への対応、推進力。

2) ECからEUへ――国際法人格はECのまま

3) CFSP(共通外交安全保障政策、共通防衛政策を含む)

#### 4) 開発援助政策 明文化、構成国の開発援助政策を補充(構成国が主で、EUは副)

背景：冷戦の終焉

「第三世代協定」による包括的な対話と協力。通商（第一世代協定）、援助（第二世代協定）に加えて、政治的コンデショナリティの付加（民主主義の発展・強化、法の支配、人権および基本的権利の尊重、環境保全など）。

#### 2. 地域対地域の対話と協力

##### (1) 第一期 初期の前例 1960年代から1970年代前半

- 1) AASM (ヤウンデ協定 1963年7月、 - 1969年7月)
- 2) 東アフリカ3カ国 (アルーシャ協定、1969年9月)
- 3) ACP 46カ国 (ロメ協定、1975年2月)
- 4) ASEAN 5カ国 (対話の制度化1972年6月、協力協定1980年3月)

決議：開発相理事会「発展途上国間の地域統合および協力のイニシアティブをとっている諸国からの開発援助要請にECとして好意的に対応する」1974年4月。

##### (2) 第二期 再活性化 1990年代

- 1) 北アフリカ・地中海11カ国 (除くリビア) + 1地域 (パレスチナ) との外相会議 (1995年11月27-28日)、欧州・地中海パートナーシップ (バルセロナ・プロセス)、2010年までの自由貿易地域を。
- 2) ACP, コトヌ協定 (ロメ 改訂協定の後継協定、2000年6月27日調印)。Cf. アフリカ首脳会議 (2000年4月3-4日、カイロ)
- 3) ラ米、メルコスル(1995年1月関税同盟、2006年までにモノ、サービス、資本の自由移動) EU・メルコスル地域間協力枠組み協定調印 (1995年12月15日) + チリ。Cf. EU・ラ米+カリブ首脳会議 (1999年6月27日、リオデジャネイロ)
- 4) アジア、ASEM (アジア欧州会議、ASEAN (7) + 日・中・韓)。首脳会議 1996年3月バンコク、 - 1998年4月ロンドン、 - 2000年10月ソウルで開催。 - 2002年9月コペンハーゲンを予定。外相会議、財務相会議、貿易相会議他
- 5) パイラテラル関係の強化：  
米国 (共同宣言、1990年11月23日、新大西洋アジェンダ+行動計画、1995年12月3日)  
メキシコ (経済パートナーシップ・政治協力・協力協定、1997年12月8日調印、2000年10月1日発効)  
ロシア (提携協力協定(PCA)、1994年6月24日調印)  
中国(貿易協定、1978年4月3日、貿易協力協定、1985年5月22日、欧州委員会「EUの対中国戦略」採択、2001年5月16日)  
日本 (共同宣言、1991年7月18日。第二文書+行動計画、2001年12月8日調印予定)

文書：欧州連合条約第177条 (旧130条U) 「開発途上国の世界経済への円滑かつ漸進的な統合を推進する」。

特徴：これまでは、援助を求めてきた諸国の発展過程を支援することを目指し、基本的には自らは参加することなく外から支援する役割を演じてきた。しかし、第二期の例の多くは、EUが他の地域の地域協力や統合に積極的なパートナーとして参加するようになっている。

参考文献：田中俊郎『EUの政治』岩波書店、1998年



## STATE OF PLAY IN ACCESSION NEGOTIATIONS 9 July 2001

CHAPTERS	SCHEDULE	CY	H	PL	EE	CZ	SI	M	RO	SK	LV	LT	BG
1. Free Movement of Goods	I/01	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	x
2. Freedom of M.for Persons	I/01	✓	✓	x	x	x	x	✓		✓	✓	x	
3. Freedom to Prov.Services	I/01	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	x
4. Free Movement of Capital	I/01	✓	✓	x	✓	✓	✓	x	x	✓	✓	✓	x
5. Company Law	I/01	✓	✓	x	✓	✓	✓	✓	x	✓	✓	✓	✓
6. Competition Policy	II/01	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
7. Agriculture	II/01, I/02	x	x	x	x	x	x			x	x	x	
8. Fisheries	II/01	✓	✓	x	✓	✓	✓	x	✓	✓	x	✓	✓
9. Transport Policy	II/01	✓	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
10. Taxation	II/01	x	✓	x	x	x	x	x		x	x	x	
11. EMU	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	
12. Statistics	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
13. Social	I/01	✓	✓	✓	✓	✓	✓	x		✓	✓	✓	
14. Energy	II/01	✓	✓	x(1)	x	x	✓	✓		x	x	x	
15. Industrial Policy	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	
16. SMEs	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
17. Science + Research	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
18. Education + Training	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
19. Telecommunications+Info.	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	x	✓	x	✓	x
20. Culture + Audiovis. Policy	I/01	✓	x	✓	✓	✓	✓	✓	x	✓	✓	✓	✓
21. Regional Policy+Coordin.	I/02	x	x	x	x	x	x	x		x	x	x	
22. Environment	I/01	x	✓	x	✓	✓	✓	x		x	x	✓	
23. Consumers+Health Prot.	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓
24. JHA	II/01	x	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x
25. Customs Union	II/01	✓	✓	✓	x	✓	x	x	x	✓	x	x	x
26. External Relations	I/01	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
27. CFSP	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
28. Financial Control	II/01	✓	✓	✓	✓	x	✓	✓		x	x	x	x
29. Fin.+Budgetary Provisions	I/02	x	x	x	x	x	x	x		x	x	x	
30. Institutions	I/02												
31. Other	II/02												
Number of chapters opened		29	29	29	29	29	29	28	14	29	29	29	19
Chapters provisionally closed		22	22	16	19	19	20	17	07	19	16	18	10

✓ = Chapter provisionally closed.

x = Chapter still open.

**SCHEDULE** = Semester indicated in the "roadmap" for the Union to define common positions for the most advanced candidates on all open issues including on requested transitional measures.

(1) To be closed at the next meeting of the Accession Conference with Poland.

**Status of procedures for ratification of the Treaty of Nice: Last update: 19-10-01**

	<b>Procedure</b>	<b>Stage of the procedure</b>	<b>Date of lodging <sup>1</sup></b>
<b>Belgium</b>	Parliamentary (ratification by the seven parliaments at the various levels of authority (Federal level [Senate and Chamber] + Communities and regions)	Preliminary draft law ratifying the Treaty submitted by the Government to the Conseil d'Etat on 19 July 2001.	
<b>Denmark</b>	Parliamentary (Folketing)	Draft ratification law <b>adopted</b> by the <b>Folketing</b> on 1 June (98 for, 14 against, 1 abstention). Signed by the Queen on 7 June 2001 (Act No 499).	13 June 2001
<b>Germany</b>	Parliamentary (Bundestag + Bundesrat)	1st reading in the Bundesrat completed on 11 May. <b>Adopted by the Bundestag</b> on 18 October (570 for, 32 against, 2 abstentions).	
<b>Greece</b>	Parliamentary	Not yet initiated (start of procedure scheduled for beginning of 2002).	
<b>Spain</b>	Parliamentary (Congreso+Senado)	Approved by the Congreso on 4 October 2001.	
<b>France</b>	Parliamentary (Assemblée nationale + Sénat)	<b>Draft ratification law adopted by the Assemblée Nationale</b> on 12 June (407 for, 27 against, 113 abstentions). <b>Adopted by the Senate</b> on 28 June (288 for, 8 against).	October 2001
<b>Ireland</b>	Parliamentary (Seanad + Dail) and referendum	Publication of the draft ratification law on 29 March. <b>Referendum</b> (7 June): <b>NO</b> (53.87% against and 46.13% for). A national debate has been initiated.	
<b>Italy</b>	Parliamentary (Camera + Senato)	Not yet initiated.	
<b>Luxembourg</b>	Parliamentary (Chamber of Deputies)	<b>Adopted by the Chamber of Deputies</b> on 12 July (57 for, 1 against, 2 abstentions). Act sanctioned by the Grand Duke on 1 August.	24 September 2001
<b>Netherlands</b>	Parliamentary (Eerste Kamer + Tweede Kamer)	Opinion of the Council of State on 23 May + report on 14 June. Draft ratification law submitted to the Tweede Kamer on 18 June. Report delivered by the European Affairs Committee on 17 September.	
<b>Austria</b>	Parliamentary (Nationalrat + Bundesrat)	First reading of the draft constitutional law in the Nationalrat on 11 May. Examination by the Constitutional Committee on 17 October.	
<b>Portugal</b>	Parliamentary (Assembleia da República)	Submission of the draft ratification law to the Assembleia on 30 May. Committee hearings in progress.	
<b>Finland</b>	Parliamentary (Eduskunta)	Draft ratification law tabled on 14 June. General discussion on 18 June. Examined by parliamentary committee in July.	
<b>Sweden</b>	Parliamentary (Riksdag)	Draft ratification law presented in September 2001.	
<b>United Kingdom</b>	Parliamentary (House of Commons + House of Lords)	Presentation of draft ratification law and 1st reading in the House of Commons on 21 June. Second reading on 4 July. <b>Adopted by the House of Commons</b> on 17 October (392 for, 158 against).	

<sup>1</sup> Date of lodging of ratification instrument. The Treaty of Nice will enter into force on the first day of the second month after the lodging of the ratification instrument by the Member State which is the last to complete this formality.